

総社市告示第19号

総社市地域公共交通会議設置要綱（平成19年総社市告示第13号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（協議事項） 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 （1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項 （2）略 （3）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する<u>地域公共交通計画</u>に関する事項 （4）及び（5）略</p>	<p>（協議事項） 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 （1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、<u>運賃及び料金等</u>に関する事項 （2）略 （3）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する<u>地域公共交通網形成計画</u>に関する事項 （4）及び（5）略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。